

介護職員等処遇改善加算等について

本資料は厚労省が作成した資料を、抜粋、一部追記したものです。

さいたま市福祉局長寿応援部
介護保険課



制度の概要

①介護職員処遇改善加算

■対象：介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①＋②＋③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①＋②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

制度の概要

②介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

※経験技能のある介護職員の定義については、各事業者で設定する

※特定処遇改善加算Ⅰを取得する場合、サービスに応じ、該当する加算の区分の届出を行っていることが必要になる(介護福祉士の配置等要件)

制度の概要

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

※処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算を算定する事業所に関しましては、次ページのとおり、書類の提出をしていただく必要があります。

計画書の提出について

【提出書類】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書

【提出期限】

加算適用月の前々月末日。

例：9月30日に届け出た場合、11月より加算適用。

※前年度と同じ加算区分を継続して算定する場合でも、加算に係る計画書を**毎年度提出する必要**があります（原則、2月末提出期限ですが、様式の変更等により提出期限がずれる場合があります）

※前年度と同じ加算区分を継続して算定する場合、届出書と体制等状況一覧表の提出は不要です。

計画書の変更について

計画内容に変更が生じた場合、「変更に係る届出書」を届出してください。

【提出書類】

- ・変更に係る届出書
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書

届出が必要となるのは、次の場合です。

- 1.会社法による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変わった場合
- 2.複数の事業所を一括して届出をしている事業者において、当該届出に係る事業所等に増減(新規指定、廃止等の事由による)があった場合
- 3.就業規則を改正(職員の処遇に関する内容に限る。)した場合
- 4.加算(3)を算定している事業所がキャリアパス要件1、キャリアパス要件2及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合
- 5.キャリアパス要件の適合状況の変更又は介護福祉士の配置等要件に関する適合状況の変更に伴って、年度途中で**加算区分に変更**が生じる場合

※5の場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表」もご提出ください。

実績報告書の提出について

【提出書類】

・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 実績報告書

【提出期限】

翌年度の7月末日

ただし、年度の途中で事業所を廃止された場合や介護職員処遇改善加算等の算定を終了した場合は、最終の加算の支払いがあった翌々月の末日までに、実績報告書を提出する必要があります。

報告書の提出がない場合、加算の取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

※介護職員処遇改善加算等の届出手続きについては、さいたま市HPに掲載しております。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p065718.html>

トップページ>事業者向けの情報 >届出・手続き >介護保険 >加算・減算関係

>介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について

最後に

処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の取得は、介護人材の確保・定着率の向上に効果的です。

安定的な介護サービスの提供には、介護人材の確保・定着率の向上が必要であるため、各事業者におかれましては、制度の趣旨・目的をご理解の上、加算取得に向けた取り組みを進めていただくようお願いいたします。

《参考：処遇改善加算等に関する介護保険最新情報（令和5年3月1日以降）》

- ・介護保険最新情報 Vol.1133（令和5年3月1日）
- ・介護保険最新情報 Vol.1136（令和5年3月17日）
- ・介護保険最新情報 Vol.1159（令和5年7月7日）
- ・介護保険最新情報 Vol.1167（令和5年8月18日）